

災害復旧協定を締結しました

島根県管工事業協会は、公益社団法人日本水道協会島根県支部と「災害時における水道施設の復旧応援に関する協定」を締結しました。

これまで島根県知事と同様の協定を結んでいましたが、平成26年6月29日に日本水道協会島根県支部(支部長:松江市長)と新たに協定を結びました。

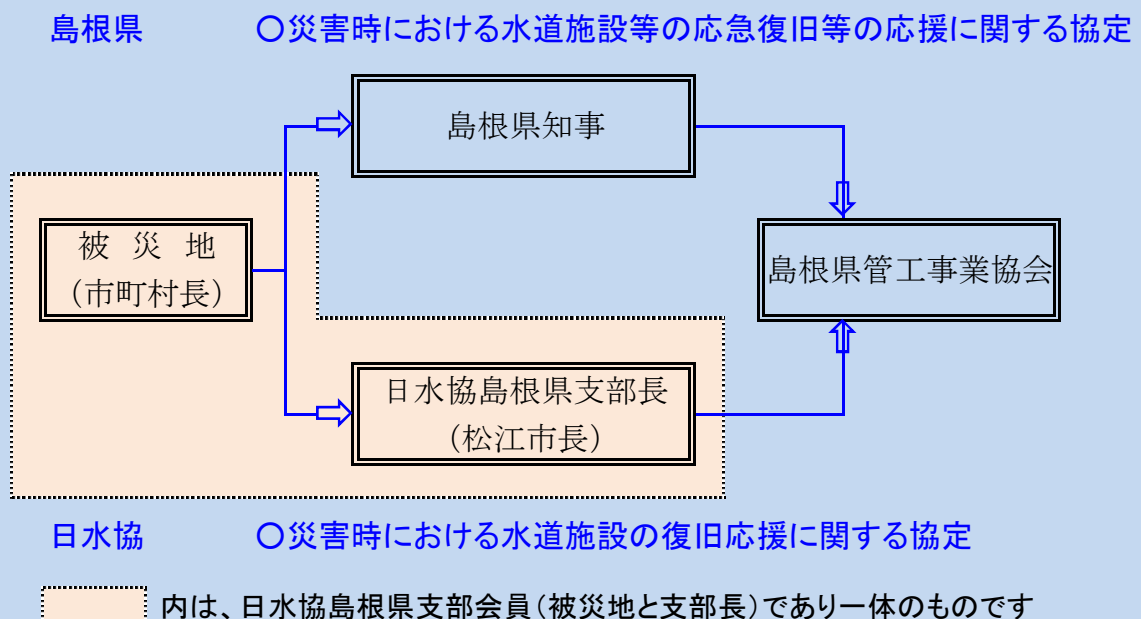
島根県との協定は、島根県が保有する上水道・下水道施設の復旧が主目的であり、市町村の水道施設で甚大な災害が発生し、被災地の管工事業者だけでは対応できない場合に被災地市町村長の要請を受け、島根県知事が当協会に応急復旧作業の要請を行うものです。

島根県内の水道事業者は日本水道協会島根県支部の会員であり、この度島根県支部長と協定を結んだことで、島根県知事を経由しないで水道事業者は当協会に応急復旧作業の要請を行うことが出来るようになりました。

このことは、災害発生時により早く水道施設の復旧ができることにつながるものと期待されております。

協定を結んだことを機会に、私たち協会員は安全で安心な水道を通じて、県民の皆様の快適な住環境を守ることを使命として努力してまいります。

ふたつの協定の連絡経路のイメージ



協定の調印式

年月日 平成26年6月29日
場所 くにびきメッセ国際会議場

